

横浜市開発審査会会議録

日時	令和8年1月19日（月）午後2時00分から午後2時30分まで
開催場所	市庁舎18階会議室 みなと6・7
出席者	委員 平井 佑治 会長 中川 理夫 委員 城田 孝子 委員 大久保 千行 委員 岡本 浩明 委員 赤川 真理 委員 大河原 昇 委員
	議題提案課等 柳 建築局 宅地審査部 調整区域課長 安藤 建築局 宅地審査部 調整区域課 担当係長 佐藤 建築局 宅地審査部 調整区域課 担当係長 小野寺 建築局 宅地審査部 調整区域課 職員
	関係課等 石井 建築局 宅地審査部 宅地審査課 宅地企画担当課長 畑下 健康福祉局 障害福祉保健部 障害施設サービス課 整備推進担当係長 畑山 健康福祉局 障害福祉保健部 障害施設サービス課 職員
	事務局 磐村 建築局 建築監察部長 小澤 建築局 建築監察部 法務課長 澤野 建築局 建築監察部 法務課 審査係長 森田 建築局 建築監察部 法務課 職員
欠席者	なし
開催形態	公開
傍聴人	なし
議題	1 第1号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第27号） 市街化調整区域内（都筑区東山田町276番の一部）において就労継続支援事業所を建築すること 2 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告 3 会議録の確認（令和7年12月15日開催分）
決定事項	1 第1号議案は「可」 2 その他は「了承」

議事	<p>1 第1号議案</p> <p>(提案課)</p> <p>※ 提案理由、申請者、申請地、建築物の概要、提案内容、その他必要な事項及び形態制限等を説明。</p> <p>(質疑応答)</p> <p>(委員) No. 2 付近見取図・周辺土地利用状況図において、申請地に隣接する①及び②の施設は、今回の事業者と同じ系列の施設か。</p> <p>(提案課) ①は東山田地域ケアプラザなので、同じ系列ではない。一方、②については、同一の事業者が運営する通所支援事業所で、放課後等デイサービスを行っている。同一事業者による運営のため、②との連携が可能であると聞いている。</p> <p>(委員) No. 3-1 配置図において、敷地北側の一部に緑地が配置されていない部分があるが、これはケアプラザや通所支援事業所との往来のためのものか。</p> <p>(提案課) ケアプラザや通所支援事業所とは別の出入口を利用して往来すると聞いている。</p> <p>(委員) カフェでは、飲食物を提供するのか。</p> <p>(提案課) そうである。</p> <p>(委員) 保健所への届出は必要になるのか。</p> <p>(提案課) 必要である。これから手続をする予定であると聞いている。</p> <p>(委員) 調理をすると思われるが、No. 4-1 造成計画平面図を見る限り、食材保管スペースがないため、その点について確認したい。</p> <p>(関係課) 畑で収穫した野菜を用いたカレーや、ハーブを使用したお茶など、限られたメニューの提供を予定している。食材保管を必要としない範囲での提供形態である。</p> <p>(事務局) 一般的に、本件のような事業所では、利用者の負担や安全面に配慮し、比較的容易な調理を中心に行うことが多いと聞いている。</p> <p>(委員) No. 3-1 配置図によれば、駐車場が4台分設けられているが、どのような利用を想定しているのか。</p> <p>(提案課) 主に来客用の駐車場として利用する予定であると聞いている。職員及び利用者については、駅から近い立地であるため、公共交通機関の利用を想定している。</p> <p>(委員) 今回の就労継続支援事業所では、利用者は具体的にどのような作業を行うのか。</p> <p>(提案課) 利用者は厨房業務や接客を行うチームと、農作業を行うチームに分かれて作業を行う。これらの作業を通じて、一般就労が難しい方に対して、働く機会の提供及び職業訓練の支援を行うこととしている。なお、利用人数は、各チーム1日あたり3人から5人を想定している。</p> <p>(委員) 就労継続支援事業所には、利用期限はあるのか。</p>
----	---

議事	<p>(関係課) 利用期限は設けられていない。</p> <p>(委員) 就労継続支援事業所のニーズは高いのか。</p> <p>(関係課) 全国的に就労系の事業所は年々増加しており、ニーズは高い。</p> <p>(委員) 本件のような施設の増加が、一般企業への就労率向上に繋がっているのか。</p> <p>(関係課) 就労率に関するデータを確認できないため、この場でお答えするのは難しい。</p> <p>(提案課) 隣接する通所支援事業所の放課後等デイサービスの利用者が、学校卒業後に本事業所を利用するケースも想定していると聞いている。</p> <p>(委員) 一般就労への移行が最終目的であるのであれば、事業者は一般就労への移行に特化した対策等をしないのか。</p> <p>(関係課) それは別の支援形態である。必ずしも一般就労への移行のみを目的とするものではなく、就労の場としての「居場所」の提供も目的としている。さらには、企業とのマッチング支援を行うこともある。最終的には自立した生活を目指している。</p> <p>(委員) 利用者数は最大20名なのか。</p> <p>(関係課) そうである。ただし、最初は10名程度から開始し、段階的に増加させる予定であると聞いている。</p> <p>(委員) 利用者には賃金が支払われるのか。</p> <p>(関係課) 工賃として、作業に応じて一定額が支払われる。</p> <p>(委員) 事業所に対して、福祉関係の補助金は交付されているのか。</p> <p>(関係課) 交付されていない。利用者による利用料と、税金による公費で運営されている。</p> <p>(委員) 例えば、一般のカフェの場合には、利用料や公費による支援がなく、売上げのみで運営する必要があるため、障害者雇用が進みにくい場合があるのか。</p> <p>(関係課) 障害者雇用においては、障害の特性により従事できる作業が限られる場合があり、その場合、ひとつの作業に多くの人数が必要となってしまうため、人件費が増加しやすいという実情がある。</p> <p>(委員) 支援内容は、事業者の裁量で決められるのか。</p> <p>(関係課) そうである。特に制限はなく、飲食物の提供、軽作業、ものづくりなど多様な形態がある。</p> <p>(事務局) 本件のような事業所は、横浜市内にどの程度あるのか。</p> <p>(関係課) 横浜市内に約270か所、都筑区内には約20か所ある。</p> <p>(委員) 今回の事業者が運営する放課後等デイサービスの対象者は、障害の有無に関係ないのか。今回の事業所における適切な支援体制の確認のため、参考として伺いたい。</p> <p>(関係課) 放課後等デイサービスの対象は障害児である。</p>
----	--

議事	<p>「可」とされる。</p> <p>2 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告 (提案課) ※ 資料2にて報告</p> <p>3 会議録の確認 ※ 資料3にて確認</p>
資料	<p>1 許可申請概要書等 (第1号議案)</p> <p>2 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告書</p> <p>3 会議録 (令和7年12月15日開催分)</p>
特記事項	なし

※本会議録は、令和8年2月16日、各委員に確認を得、確定しました。